

定期入金サービス利用規約

第1条（利用規約）

(1) 「定期入金サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う取引において利用する、株式会社三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ ファクター株式会社が提供する口座振替サービスによって、当社に定期的に入金できるサービスです。定期入金サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(2) 本規約に定めのない事項については、法令諸規則、松井証券取引規程、取引ルールおよび利用可能金融機関の定める規約・規程等によるものとします。

第2条（ご利用の申込み）

お客様は本サービスの利用をご希望の場合、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

第3条（利用手数料等）

お客様による振替手数料等の負担はありません。

第4条（ご利用の制限）

本サービスにおいて、お客様がご利用になれる銀行は、当社が指定するものに限られ、お客様は当社が指定した銀行の中から本サービスの引落しに係る金融機関（以下、「指定金融機関」といいます。）を指定するものとします。

2. 本サービスは、お客様のネットストック口座と指定金融機関の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれます。

3. 振替入金限度額は当社所定の限度額かつ指定金融機関におけるお客様の利用限度額の範囲内となります。

第5条（個人データの第三者提供に関する同意）

お客様は本サービスを利用するにあたり、収納業務および口座振替受付業務の遂行に伴い、**ピリングシステム株式会社、株式会社三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ ファクター株式会社および指定金融機関**に対し、お客様の氏名、氏名のフリガナ、生年月日、当社会員 ID および**指定金融機関の口座番号**を提供することに同意するものとします。

第6条（収納業者による引落し）

お客様は本サービスのご利用にあたり、当社が株式会社三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ ファクター株式会社に対し収納業務および口座振替受付事務を委託することを了承するものと

します。

2. 当社は毎月所定の営業日、お客様により設定されている1ヶ月間の引落金額を、株式会社三菱UFJ銀行および三菱UFJファクター株式会社に通知します。
3. 株式会社三菱UFJ銀行および三菱UFJファクター株式会社は、毎月当社所定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、お客様が指定した金額を指定金融機関の口座から引き落とすこととします。なお、指定金融機関口座から金銭の引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他の対価をお支払いいたしません。
4. 株式会社三菱UFJ銀行および三菱UFJファクター株式会社は、前項の引落し代金を、毎月当社所定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金することとします。
5. 当社は前項において入金された代金を、毎月当社所定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）にお客様のネットストック口座に入金します。

第7条（申込内容の変更）

お客様は当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第8条（届出事項の変更）

お客様は当社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第9条（引落および引落請求の停止）

当社は指定金融機関の口座残高が引落金額に満たない場合、引落しを行わないものとします。

2. 当社は次のいずれかの事項に該当したときに以後の本サービスによる指定金融機関への引落請求を停止するものとします。
 - (1) 前項の理由により、指定金融機関の口座から引落が一定回数連続でできなかった場合
 - (2) お客様が所定の日までに当社所定の手続きにより引落しの停止を申し入れたとき
 - (3) 指定金融機関の口座からの引落しが当該指定金融機関により不可とされたとき
 - (4) その他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において本サービスの解約を申し入れたとき

第10条（本サービスの終了）

当社は次のいずれかの事項に該当したときに本サービスを終了するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- (3) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (4) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

第 11 条（規約の改定）

本規約の改定に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

以上

2020 年 4 月